

訪問看護ステーション孫の手・うつのみや 運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社孫の手が開設する指定訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護（以下「指定訪問看護等」という）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師その他の従業者（以下「看護師等」という。）が、指定訪問看護等の必要性を主治医に認められた要介護・支援者（以下「要介護者等」という。）に対し、適正な指定訪問看護等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 ステーションの看護師等は、要介護者等が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援し、その心身の機能の維持回復を目指すものとする。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名称 訪問看護ステーション 孫の手・うつのみや
- 二 所在地 栃木県宇都宮市元今泉 7 丁目 32 番 16 号

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 ステーションに勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 一 管理者 看護師 1名

管理者は、ステーションの看護師等の管理及び指定訪問看護等の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護等の提供に当たるものとする。

- 二 看護師等 看護職員 常勤換算法により 2.5 名以上
理学療法士等 1名以上

看護師等は、指定訪問看護等の提供に当たるものとし、准看護師を除き、訪問看護計画書及び訪問看護報告書（介護予防訪問看護計画書及び介護予防訪問看護報告書）を作成するものとする。

- 三 事務職員 1名以上

事務職員は、必要な事務業務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 一 営業日 月曜日から土曜日（祝日含む）までとする。ただし、お盆期間・年末年始を除く。
- 二 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分までとする。
- 三 利用者の身体状況等により、必要に応じ、営業日以外・営業時間外も対応する。

(指定訪問看護等の内容)

第6条 指定訪問看護等の内容は次のとおりとする。

- 一 病状・障害の観察
- 二 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 三 食事及び排泄等日常生活上の世話
- 四 リハビリテーション
- 五 認知症患者の看護
- 六 療養生活や介護方法の指導
- 七 褥瘡の予防・処置

八 ターミナルケア

九 カテーテル等の管理

十 その他医師の指示による医療処置

(指定訪問看護等の利用料その他の費用の額)

第7条 指定訪問看護等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、当該指定訪問看護等が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載の自己負担割合に応じた額とする。

二 その他の費用

ア 交通費 通常の実施地域を越えて訪問する場合のみ、以下の所定の交通費を徴収する。

事業所からおおむね 10km以上 100円

イ 自己負担金は1ヶ月分をまとめて翌月初めに徴収することとする。

ウ 上記の利用者負担は、「法定代理受領（現物給付）」の場合について記載しており、居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」になる場合は、いったん利用者が10割を支払い、その後に市町村に対して保険給付分（9割又は8割又は7割）を請求することとする。

エ キャンセル料 利用者の都合で当日キャンセルする場合には交通費として300円を請求する。ただし、利用者の容態急変など緊急のやむを得ない事情の場合はこの限りではない。

オ 死後の処置料は10,000円とする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、宇都宮市、さくら市、日光市、塩谷郡、芳賀郡、下都賀郡、下野市、河内郡、鹿沼市、佐野市、小山市、真岡市、栃木市、足利市、群馬県館林市、群馬県邑楽郡、茨城県結城市、茨城県筑西市の区域の区域とする。

(緊急時における対応方法)

第9条 看護師等は指定訪問看護等を実施中に、利用者の病状に急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

看護師等は前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

(事故発生時の対応)

第10条 利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合は、速やかに県、市町村、利用者の家族、介護支援専門員等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じる。

2 前項の事故の状況及び事故に際してとった処置を記録する。

3 利用者に賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(苦情処理の体制)

第11条 当事業所は、利用者からの相談、苦情に対する窓口を設置し、自ら提供したサービスに関する利用者の要望、苦情に対し迅速に対応する。

2 当事業所は、前項の苦情等の内容について記録するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第12条 ステーションは、利用者の人権擁護・虐待の防止のため次の措置を講ずるものとする。

一 虐待を防止のための看護師等に対する研修を定期的に実施する。

二 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、看護師等に周知徹底を図る。

三 虐待の防止のための指針を整備する。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 ステーションは、指定訪問看護等の提供中に、看護師等又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

（身体拘束等の原則禁止）

第13条 ステーションは、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 ステーションは、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

（個人情報の保護）

第14条 利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 ステーションが得た利用者又はその家族の個人情報については、ステーションでの介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその家族の同意を得るものとする。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

（衛生管理等）

第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

一 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

二 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

三 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

（業務継続計画の策定等）

第16条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（その他運営についての留意事項）

第17条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後6ヶ月以内

二 継続研修 年1回

2 ステーションは、指定訪問看護等に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

3 事業所は、適切な事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

4 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、株式会社孫の手とステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和6年5月1日から施行する。

この規程は、令和6年6月1日から施行する。